

平成27年10月1日に新たな県域拠点が配置されました。

新たに県域拠点を徳島市に配置し、県内各地を回って現場と農政を結びます。

- 「農林水産業・地域の活力創造プラン」や新たな「食料・農業・農村基本計画」に基づく農政改革を着実に推進するため、徳島地域センターを見直し、新たに、農政についての説明や相談に対応する「地方参事官」を県庁所在地に常駐させ、農政全般に関する総合窓口として、自治体等と協力して農政課題の解決に取り組んでいきます。
- これまで地域センターで行ってこられた経営所得安定対策に係る業務や6次産業化の推進、統計調査、食品表示監視等の食の安全・安心の確保等の業務については、下記のとおり引き続き県庁所在地拠点で行います（一部業務は中国四国農政局本局が直接対応します）。
- なお、再編に伴い、これまで美馬支所（美馬市）で行ってこられた統計調査の業務については、中国四国農政局徳島県拠点（徳島市）の職員が対応します。

新たな県域拠点の体制

中国四国農政局徳島県拠点

〔徳島県徳島市中昭和町2-32〕

地方参事官

《農政全般に関する総合窓口》

- ・ 県内をくまなく回り、農政情報を説明します。
- ・ 農業者・消費者・行政関係者からの各種質問・相談に応じます。
- ・ 地域の現状に合わせて事業や制度、他地域での優良事例などを紹介し、地域の関係者ととも農政課題の解決に努めます。

《連絡先》

- ・ 総合窓口 (088)622-6131

《経営の安定、統計調査、食の安全・安心》

- ・ 経営所得安定対策に係る業務
- ・ 6次産業化等の推進
- ・ 統計調査
- ・ 食品表示法及びJAS法に基づく食品表示監視、米トレサ法・食糧法に基づく米穀流通監視、牛トレサ法に基づく監視 等

《連絡先》

- ・ 経営所得安定対策チーム (088)622-6132
- ・ 食料産業チーム (088)622-6133
- ・ 統計チーム (088)653-2163
- ・ 消費・安全チーム (088)622-6136

これまで地域センターで行っていた下記の業務は、専任となる職員を配置し体制を強化した上で、中国四国農政局（本局）が主体となって行います。

- 消費者相談、リスクコミュニケーション 消費・安全部消費生活課 (086)224-9428
- 食育 経営・事業支援部地域食品課 (086)230-4258